

第5節 火山災害予防計画

1 目的

岩手山火山噴火活動による被害を軽減するため、気象庁発表の火山情報、噴火警戒レベルに合わせ危険箇所における必要な措置を講ずるものとする。

2 対策

対策の種類	担当課
(1) 噴火情報収集、警戒体制整備	総務課 商工観光課
(2) 入山規制及び観光客、登山者安全対策	総務課 商工観光課
(3) 警戒区域の設定、交通規制、避難勧告	総務課 商工観光課 建設課 消防団

気象庁（気象台）などからの警報・情報を受信した際は次の警戒レベルに従い必要な措置を講ずる。また、住民や登山者などから異常現象の発見について連絡を受けた場合には、県及び盛岡地方気象台等に迅速に通報できるように図る。

(1) 噴火情報収集、警戒体制整備

気象庁（気象台）などからの火山に関する予警報・情報を受信（警戒レベル2以上）した場合は、登山者及び住民の安全のため関係機関と連携し情報収集を行うとともに警戒体制を整える。

(2) 入山規制及び観光客、登山者安全対策

気象庁（気象台）などからの火山に関する予警報・情報を受信（警戒レベル3以上）した場合は、登山者及び観光客の安全のため関係機関と連携し必要に応じ岩手山火山防災マップにより下記噴火警戒レベルの警戒、規制及び避難を行う。

(3) 気象庁（気象台）などからの火山に関する予警報・情報を受信（警戒レベル4以上）した場合は、登山者、観光客及び住民の安全のため関係機関と連携し必要に応じ岩手山火山防災マップにより噴火警戒レベル（P37）の警戒、規制及び避難を行う。

(4) 岩手山の火山活動が活発化した平成12年に整備開設された岩手山火山防災情報ステーション（イーハトーブ火山局）は、防災、災害時には次の通りの業務を行う。

平常時には、市と国土交通省岩手河川国道事務所で火山、火山災害の関係資料の展示、監視カメラのライブ映像などの火山災害に対する防災知識の普及及び広報施設として運営を行う。

岩手山火山防災情報ステーションは、国土交通省の現地災害対策本部として活用できる機能が整備されており、岩手山の火山活動が活発化した際には、各種の情報収集、情報交換及び周辺市町村への情報提供及び援助にあたる。

(5) 岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域の範囲【資料編 別表8-1 P272】

岩手山の噴火警戒レベル

対象範囲	レベル(キーワード)	説明			
		火山活動の状況	過去の事例	住民の行動	登山・入山者
居住地域及びそれより火口側	5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	①1686年(貞享3年)東岩手山山頂の噴火	危険な居住地域からの避難	登山口から登山・入山規制
	4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	②1732年(享保16年)東岩手山山腹の噴火(焼け走り溶岩噴出)	警戒が必要な居住地域での避難準備 災害時要援護者、特異地域及び特別に被害が予想される区域の避難	
火口から居住地域近くまで	3 入山規制	火口付近から居住地域の近くまで重大な影響※を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される	③1919年(大正8年)西岩手山(大地獄谷)の水蒸気爆発 ④1998年4月29日(平成10年)短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生	通常の生活 状況に応じて災害時要援護者、特別地域※※及び特別に被害が予想される区域※※※の避難準備の避難準備	登山口から登山・入山規制
火口周辺	2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される	⑤1998年3月17日(平成10)火山性地震が増加し地殻変動開始	通常の生活	岩手山西側(大地獄谷)の入山規制
等火口内	1 平常	火山活動は静穏	—	—	自由に登山・入山開始

(平成19年10月29日「岩手山火山災害対策検討委員会」で承認されたレベル表を引用しています。)

※ 「重大な影響」とは、この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶことを意味する。

※※ 「特異地域」とは居住地より火口に近い地域を指す。

※※※ 「特別に被害が予想される区域」とは、冬季の噴火において融雪型火山泥流が流下する危険のある滝沢村一本木地区砂込川沿いを指す。